

1. 会合名	「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」(第19回)議事要旨
2. 日 時	平成30年9月26日(水)午後2時00分～午後3時00分
3. 議 案	1. 「株式担保貸株取引による新たな権利救済スキーム」について 2. 民法(債権法)及び消費者契約法の改正に伴う顧客向け約款等への影響の確認・検討について 3. PTS 信用取引開始に伴う「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」への影響について 4. その他
4. 主な内容	1. 「株式担保貸株取引による新たな権利救済スキーム」について 事務局より、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」において検討されている「株式担保貸株取引による新たな権利救済スキーム」及び同スキームに係る特約(たたき台)等について説明が行われた。 2019年の年始に顧客に対して約款を交付する協会員が多いことを想定し、民法(債権法)及び消費者契約法の改正に伴う各種約款参考様式の改訂に係る協会員通知を2018年11月に通知を行う予定である。上記スキームに係る特約を盛り込んだ約款改正についても、同時に通知することを目指している旨の説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ・ 権利救済スキームの特約をあらかじめ約款の中に盛り込まず、特約書として別途交付する場合、救済対象としたい者を選んで特約を締結することになるのか。 ⇒ そのような対応を想定される社はあると思うが、本制度を設ける趣旨に鑑みると、いつ起きるか分からないフェイルに備え、結果的に株式等の取引をされる全顧客とあらかじめ特約を締結することになると思料する。(事務局) ・ 「権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約書(たたき台)」の説明において、「ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。」と記載されるとのことであるが、この対象となるのは、基本契約を結んでいる顧客のみを想定しているという理解でよいのか。 ⇒ ご理解のとおりである。(事務局) ・ エンド時には貸株の返済と担保の返済に係る振替を省略することとしているが、スタート時には貸株と担保提供に係る振替を行うとしているのはなぜか。 ⇒ スタート時についても、振替を省略することは事務の軽減になるが、関係当局にも相談を行ったところ、担保権を有効に設定するためには所有権を被フェイル顧客に移転させた上、所有権を有した者によって担保権を設定する必要があるところ、所有権の移転には振替が必要であり、振替の省略はできないと考えている。一方、エンド時の担保権の解除は、担保の目

	的物たる株式をもって貸株の返済に充てて債務を履行することについて、当事者間の合意があれば、振替は省略可能と考えている。(事務局) ・ 今回の権利救済スキームは、社内対当によって信託銀行などの顧客が被フェイルとなった場合も対象となるのか。 ⇒ 今回の権利救済スキームは、証券保管振替機構の追加振替制度の中で運用するものとなる。保振では JSCC フェイルに関してのみ追加振替を認めることとしており、その範囲を変更する予定はない（信託銀行などの顧客が被フェイルとなった場合は対象とならない）と聞いている。(事務局) 2. 民法（債権法）及び消費者契約法の改正に伴う顧客向け約款等への影響の確認・検討について 事務局より、民法（債権法）及び消費者契約法の改正に伴う顧客向け約款等への影響について、頂戴したご意見とそれに対する事務局の考え方の説明が行われた後、前回会合で紹介された改訂予定の各約款参考様式に加え「国内外貨建債券取引約款（モデル）」についても改訂することや、当ワーキング・グループ所管の約款参考様式以外についても各所管ワーキング・グループで検討を行っている旨、併せて説明が行われた。 3. PTS 信用取引開始に伴う「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」への影響について 事務局より、PTS 信用取引開始に伴う「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」への影響について説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。（主な意見等） ・ PTS 信用取引の実施時期は株式の T+2 化後になると仄聞している。一方で、T+2 化前に実施したいという意見もあるようだが、検討状況はいかがか。 ⇒ PTS 信用取引検討会において議論いただいた中で、T+2 化前の実施となるとシステム対応等が間に合わないという声が強かったと認識している。したがって、早くとも T+2 化と同時の実施となるのではないか。(事務局) ・ PTS において貸借銘柄に指定されている一方で、取引所において貸借銘柄に指定されていない銘柄は基本的に存在しないと聞いているが、その理解でよいのか。 ⇒ 東証の貸借銘柄をユニバースとして PTS の貸借銘柄が選定されるので、ご質問のような銘柄は存在しない。(事務局) 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。